

一般社団法人社会情報学会会員集会規則

2012年9月16日
制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人社会情報学会（以下「本学会」という。）の会員集会に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員集会の目的)

第2条 会員集会は、本学会の会員の会務運営に対する意見を集約し、会員の疑問に応え、もって本学会の民主的な運営を担保するために開催することを目的とする。

(会員集会の開催時期)

第3条 会長は、一般社団法人社会情報学会定款（以下「定款」という。）

第4条第1号に規定する学会大会を開催する場合には、通常会員集会を開催しなければならない。

2 臨時会員集会は、次の各号の一に該当するとき、これを開催する。

一 理事会において開催の決議がなされたとき

二 50名以上の会員の連名で、会長に対して、会員集会の目的である事項および開催の理由を示して開催の請求があったとき

3 前項により会員集会を開催するときは、会長は、社員集会の日時、場所、目的である事項を開催の1週間前までに公告しなければならない。

(会員集会の運営方法)

第4条 会長は、会員集会の議長となる。ただし、会長が指名した者が議長となることを妨げない。

2 会長は、通常会員集会において、次の各号に掲げる会務の執行状況を報告しなければならない。

一 社員総会における決議事項

二 理事会における主要な決議事項

三 その他会務の執行における重要な事項

3 会員は、通常会員集会において、会務の執行状況以外の事項を議題としたいときは、その事項および理由を示して、通常会員集会開催の2週間前までに、事務局に申し出なければならない。

(会員集会運用細則の制定)

第5条 会長は、必要に応じて、会員集会運営細則を制定することができる。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

1. この規則は、2012年9月16日より施行する。